（確定更生担保権の内訳）
元本並びに更生手続開始前利息及び遅延損害金　　262億9811万9792円
更生手続開始前の費用償還請求権　　1835万6436円
開始後１年内の利息及び遅延損害金　　12億2739万1657円

２　未確定更生担保権の措置
シンジケートローンに関する未確定更生担保権が確定したときは、第３章第２節の定めを適用する。

第２節　未確定更生債権に関する措置
１　未確定更生債権の内容
「未確定一般更生債権一覧表」（別表９）記載の一般更生債権のうち、整理番号１及び２については、「備考」欄記載のとおり、「更生債権査定請求額」欄記載の額について更生債権査定の申立等がなされており、現在係争中である。

２　未確定更生債権の措置
整理番号１の未確定更生債権（ＬＬＣの届出にかかる一般更生債権）が確定したときは、更生債権確定日又は更生計画認可決定日のいずれか遅い時期に全額の免除を受け、本更生計画に基づく一切の弁済を行わない。
整理番号２の未確定更生債権が確定したときは、第３章第４節の定めを適用する。但し、当該更生債権の確定日が更生計画認可決定日から３か月を経過している場合、弁済日は当該更生債権の確定日から２週間以内とする。

第７章　共益債権及びその弁済方法
第１節　支払共益債権及び未払共益債権の内容
更生手続開始決定日以後本更生計画作成の認可前基準日である平成21年10月25日までに支払った共益債権及び同日現在の未払共益債権の残高は、「共益債権支払実績・未払残高表」（別表11）記載のとおりである。

第２節　未払共益債権の弁済方法
第１　弁済方法（略）

第２　工場清算費用等の特則
管財人は、ＳＰ１－Ｆａｂ設備の売却に伴う合理的な範囲内の工場の無害化、原動設備等の撤去費用、工場清算費用及びその他将来発生する可能性のある共益債権（以下「工場清算費用等」という。）の支払に充てるため、管財人の指定する特定の金融機関の口座に27億7000万円を預金することとし、工場清算費用等が生じた場合には、裁判所の許可を得て、当該留保金の全部又は一部をその弁済に充てる。管財人は、工場清算費用等の弁済に際しては、シンジケートローン債権者から意見を聴取し、合理的な限度でこれを考慮するものとする。
工場清算費用等の全部又は一部が発生しないことが明らかとなった場合、又は将来発生する可能性のある工場清算費用等の内容及び金額の全部又は一部が明らかになった場合には、管財人は、裁判所の許可を得て、当該留保金の残額の全部又は一部を、第３章第２節第１の８の定めにしたがい、シンジケートローンに関する確定更生担保権の追加弁済資金とする。

第３　設備投資資金に関する特則
更生会社は、平成22年１月１日以降、同年12月31日までの間、新規の設備投資のために合計10億円を超える金額を拠出しない。

第８章　弁済資金の調達方法
第１節　弁済資金の調達
更生債権等の弁済資金は、手持現預金、営業収益金、川崎事業その他更生会社の所有資産の処分による売得金、スポンサーが選定された場合の事業譲渡代金等により調達する。

第２節　予想超過収益金の使途
本更生計画遂行中に、本更生計画における収益予想額を上回る収益金が生じた場合には、まず更生計画の遂行上必要な運転資金、設備資金及び借入金の返済に充て、次いで第３章第２節第１の２③に定める更生担保権の弁済資金として留保する。

第９章　株主の権利変更
１　減少する資本金及び資本準備金の額
減少する資本金の額　　487億8765万円
減少する資本準備金の額　　130億1253万9900円

２　資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日
第10章第１節に定める株式発行の効力発生日

３　自己株式の取得
更生会社は、更生計画認可決定時における更生会社の発行済み株式（97万5753株）の全部を、無償で取得する。更生会社が株式を取得する日は、第10章第１節に定める株式発行の効力発生日とする。但し、株主に対し、株券の提出は求めない。

４　自己株式の消却
上記３によって更生会社が取得した自己株式は、上記３による株式の取得と同時に全部消却する。

第10章　株式の発行
第１節　株式の発行
更生会社は、第３章第４節に定めるとおり１億円超の元本等一般更生債権を有する一般更生債権者に対して株式を代物弁済することに伴い、当該免除後の一般更生債権を現物出資財産として、以下の株式を発行する。

１　株式の内容
株式の種類：Ａ種類株式（取得条項付株式）Ｂ種類株式（議決権のない取得条項付配当優先株式）
発行する株式の総数：発行する株式の総数は、「払込みによらない株式割当表」（別表12）記載のとおり
１株の払込金額：権利変更及び免除後の一般更生債権　　５万円
株式と引き換えにする現物出資財産の給付期日及び株式発行の効力発生日：更生計画認可決定日から３か月を経過した日の属する月の末日までの間で、管財人が裁判所の許可を得て定めた日
株式の発行により増加する資本金及び資本準備金：会社法及び会社計算規則に基づき計上可能な金額の範囲で、管財人が裁判所の許可を得て定める金額

２　割当方法
更生会社は、裁判所の許可を得て、「一般更生債権弁済計画表」（別表８－１）の元本等一般更生債権額１億円超の債権者に対して、第３章第４節の定めるところにしたがってＡ種類株式及びＢ種類株式を割り当てる。
一般更生債権者１名に対して割り当てるＡ種類株式の株式数は、本節で発行するＡ種類株式全部の５％相当の株式数を上限とし、それを超える場合には、超える部分につきＢ種類株式を割り当てる。その内訳は、「払込みによらない株式割当表」（別表12）記載のとおりである。
なお、本更生計画を決議に付する旨の決定がなされた日以前に、確定した更生債権等の譲渡又は移転がなされた場合については、当該譲受人を基準に上限５％に達するかどうかの判断を行う。

第２節　その後の新株発行（略）
第３節　配当の制限（略）
第４節　株式譲渡の制限（略）

第11章　その他更生計画において定めるべき事項等
第１節　定款変更（略）
第２節　役員の選任等
第１　役員の選任
更生計画認可決定日現在の更生会社の取締役、監査役及び会計監査人は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。新しい取締役、代表取締役、監査役及び会計監査人（以下、取締役、監査役及び会計監査人を併せて「役員」という。）は、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。

第２　役員の任期
本節第１により選任された役員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第３　役員の補充、増員又は変更（略）
第３節　会社更生法167条１項６号及び７号に規定する事項　存在しない。

以上
東京地方裁判所民事第８部